

# 体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針について

近年、家庭や地域における教育力の低下を背景にして、子供の自然体験、生活体験の不足が懸念されており、子供たちに多彩な体験活動の機会を与えることが求められている。

農業等体験学習は、農村に出向いたり、田畑等において動植物を対象とした生命をはぐくむ営みである農業等を体験し、そこに生活する農林漁業者と生活を共にするなど、貴重な体験となると同時に農業等に対する理解の醸成や職業感の形成といった観点からも効果が期待できる取組である。

平成14年度からの学習指導要領の改正に伴って「総合的な学習の時間」の取扱いについては体験的な学習を積極的に取り入れるべきとされたこともあり、自然・生活体験である農業等体験に取り組む学校が増加している。

本県においても、みやぎ食と農の県民条例第7条第8項において「都市と農村の交流促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等を推進し、農業及び農村の重要性への理解醸成を図ること。」と規定されており、農業体験学習は今後グリーン・ツーリズム活動を推進するためにも重要な施策である。

体験学習の実施において、それらを農山漁村へ求めると同時に、宿泊についてもありのままの農家等への民泊を生活体験の一部として取り入れる学校が増加しており、農山漁村においてもそれら教育への貢献を図るとともに、地域活性化の方策であるグリーン・ツーリズム活動の一環として受け入れしている。

本方針は、農林漁家が体験指導に係る対価等を受けて実施する体験学習の受入方針を明確にし、体験学習における児童、生徒の安全の確保と教育的効果の実現を図るとともに、交流による農山漁村地域の活性化を目的とするものである。

## 1 体験学習の定義

体験学習とは、学校教育法第1条に定める学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒が行う農林漁業に係る体験及び農山漁村での生活体験等で、学校長が教育上必要と認めるものをいう。

## 2 農家等民泊の定義

(1) 農家等民泊とは「1 体験学習の定義」に定める体験学習に伴い、児童、生徒及びその引率者（以下「生徒等」という。）が農林漁家（以下「農家等」という。）へ宿泊することをいう。

(2) 前記(1)に規定する農家等民泊は、「8 実施組織」でいう組織が受け入れた生徒等で、かつ、当該組織からの協力依頼によるもののみとし、農家等が自ら実施するものはこれに含まないものとする。

## 3 宿泊人数

1回の農家等民泊において受け入れることのできる生徒等の人数は、安全の確保ができる範囲内とする。

## 4 食事の提供の制限

農家等民泊における生徒等の食事は、生徒等が自ら調理するもの又は農家等と共同で調理するものとし、それ以外は食事の提供はしないものとする。

## 5 衛生の確保

農家等は、受入れの実施に当たり、事前に検便等を実施するなど、衛生の確保に努めるものとする。

## 6 宿泊の安全確保

(1) 農家等は、受入れの実施に当たり、事前に管轄の消防機関の指導を受けるものとし、受入れに使用する部分の延べ床面積等に応じて必要な消防用設備等を設置するものとする。また、受入れに使用する面積等について変更があった場合については、再度管轄の消防機関の指導を受けるものとする。

(2) 宿泊に供することのできる部屋は、1階部分で外部に向けた窓が設置されている部屋等、安全が十分に確保できる部屋に限るものとする。また、農家等は生徒等に対して避難口等の案内を事前に行うものとする。

## 7 指導の対価等の受取り

- (1) 農家等は、生徒等の体験に対する指導をした場合は、その内容に応じた対価を受け取ることができるものとし、その基準は別表に掲げるところによる。
- (2) 前記(1)に定める指導の対価は「8 実施組織」でいう組織が指導内容及び指導時間を考慮し定めるものとし、その金額は体験指導に係るもののみとする。
- (3) 農家等は、前記(1),(2)に定めるものの他、「4 食事の提供の制限」に定める調理に用いる食材料等を提供した場合は、その実費を受け取ることができる。

## 8 実施組織

- (1) 受入れする市町村等は、農家等民泊を円滑に実施するための組織（以下「協議会」という。）を設置するものとし、その機能は次のとおりとする。
  - イ 生徒等受入に伴う契約業務。
  - ロ 農家等民泊受入の日程等の調整。
  - ハ 受入農家等の指導。
  - ニ 体験指導の対価の額の設定。
  - ホ その他農家等民泊の実施に係る業務。
- (2) 協議会は、実施しようとする体験学習内容等について事前に学校長と協議を行い、全ての農家等において生徒等の安全が確実に確保できる場合のみ受入れするものとする。

## 9 協議会の構成員

協議会の構成は、市町村等に委ねるものとする。

## 10 事故等の対応

協議会は生徒等の受入れに当たり、あらかじめ学校長と協議し、体験及び宿泊時等に係る安全対策等に関する事項について明確にしておくとともに、傷害保険等へ加入するなど事故発生時の対応等に万全を期すこと。

## 11 農家等の登録

農家等民泊を実施する農家等は登録制とし、事前に協議会に届け出るものとする。

## 12 研修の実施

協議会は生徒等の安全と衛生の確保のため、登録農家等に対し年1回以上の研修を実施するものとする。

## 13 その他

この取扱いによるもののほか、農家等民泊の実施についての必要な事項は協議会と関係機関とが協議して定めるものとする。

### 別表

区 分	内 容	備 考
指導の対価に含むことができるもの	消耗品費 人件費 収穫農産物価格 体験指導に要する諸経費	体験のための材料費 体験指導のために要する労賃 収穫体験の場合
指導の対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 生徒等の送迎のために要する経費	